

【質問】

事業を行うとすれば関係する団体で協議会を組み民間の団体になろうかと思う。

そこに構成員として行政が入ることに問題がないのか。

可能な場合、副会長や監査役などの役職に行政が就くことに問題はないか。

【回答】

まず、大前提として休眠預金等活用事業は「行政のはざま」に対して実施する事業というたてつけがあるため、自治体が実行団体になることはできません。

「自治体が主体性を持ってやるのであれば、自治体の財源で事業を行ってください」という整理になってしまいます。

他に主体となる民間団体があるなかで欠かせないパートナーとして自治体にどう関わっていただくかという“外部の連携先”としての関わりとなります。

具体的には、実行団体が政策提言を行う際の対応や、許認可が必要な事業であれば、要件緩和や事業への理解、関係機関への紹介といった分野です。

あくまで、“外部“であるのでコンソーシアムの中に入っていただくことはできません。

また、外部連携先であっても行政の担当業務を事業計画上で明確にしすぎてしまうと、行政も事業の担い手とみなされてしまうのでご注意ください。

休眠預金等活用事業は「行政のはざま」で行う事業だからこそ、休眠預金の活用が許されている事業であるので難しい線引きではありますが、行政の皆様にはあくまで「応援団」として実行団体が活動しやすい土壌、事業期間終了後も活動継続しやすい状態を作っていただくような関わり方をお願いいたします。